

第 53 回 運転管理検討会 議事録(案)

1. 開催日時：2023 年 9 月 13 日（水）10:00～11:45
2. 開催場所：一般社団法人 日本電気協会 4 階 B 会議室（Web 会議併用）
3. 出席者：（順不同，敬称略）
出席委員：坂元主査(原子力安全推進協会)，近藤副主査(東京電力 HD)*1，
阿部(四国電力)，加藤(BWR 運転訓練センター)，
上都(東芝エネルギーシステムズ)，川越(関西電力)，吉岡(北陸電力)，
東本(日本原子力発電)，松本(中国電力) (計 9 名)
代理出席：奥村(中部電力，小澤委員代理)，市川(電源開発，君和田委員代理)，
葛西(東北電力，佐々木委員代理)，山下(九州電力，新立委員代理)
(計 4 名)
欠席委員：梅谷(三菱重工業)，池本(北海道電力)，迫田(原子力発電訓練センター)，
橋本(日立 GE ニュークリア・エナジー) (計 4 名)
常時参加者：なし (計 0 名)
説明者：伊藤(原子力安全推進協会)，廣瀬(九州電力) (計 2 名)
オブザーバ：なし (計 0 名)
事務局：梅津，景浦，田邊（日本電気協会） (計 3 名)
※1 議題（1）で副主査に指名。
4. 配付資料
資料 No.53(1)-1 原子力規格委員会 運転・保守分科会 運転管理検討会委員名簿
資料 No.53(1)-2 原子力規格委員会 運転・保守分科会 運転管理検討会委員名簿
(日程調整)
資料 No.53(2) 第 52 回 運転管理検討会 議事録(案)
資料 No.53(3)-1 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（JEAC 48044804）の
改訂について
資料 No.53(3)-2 「JEAC4804-202X 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」
新旧比較表

5. 議 事

事務局より，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，主査の挨拶がありその後，議事が進められた。

(1) 代理出席者，常時参加者，説明者，オブザーバ，委員定足数，配布資料の確認

事務局より代理出席者 4 名の紹介があり，分科会規約第 13 条（検討会）第 7 項に基づき主査の承認を得た。定足数確認時点で，委員総数 17 名に対して本日の出席委員数は，代理出席者も含めて 13 名であり，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づく検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上（12 名以上）の出席が確認された。説明者 2 名の紹介の後，事務局より，資料 No.53(1)-1 に基づき下記委員の変更があるとの紹介があり，委員候補については，分科会

規約第 13 条（検討会）第 4 項に基づき、次回運転・保守分科会で承認予定であるとの紹介があった。その後、配付資料の確認、新委員及び委員候補の挨拶があった。また、分科会規約第 13 条（検討会）第 2 項に基づき、主査が東京電力 HD の近藤委員を副主査に指名した。

- ・ 委員退任 小澤 委員（中部電力）
- ・ 委員候補 奥村 氏（同左）
- ・ 委員退任 新立 委員（九州電力）
- ・ 委員候補 山下 氏（同左）

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.53(2)に基づき、事前に確認頂いている前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて、分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づき決議の結果、特にコメントはなく、5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(3) JEAC4804 改定について（審議）

坂元主査より、資料 No.53(3)-1 及び資料 No.53(3)-2 に基づき、JEAC4804 改定について説明があった。

審議により、JEAC4804 の改定について、資料 No.53(3)-1 及び資料 No.53(3)-2 を今回の検討会意見及び今後のメールでの意見を反映したものを主査一任で、運転・保守分科会に中間報告するかについて決議の結果、特にコメントはなく承認された。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 No.53(1)-2 の 13 頁の表中、実用炉の運転業務について項目が一つしかないのに 1) の記載が残っており、違和感がある。
→ 1) を削除する。
- ・ オンライン試験の条件から「不測の事態」を削除することについて、事業者の合否判定規程からも削除するのか。
→ 削除してほしい。基本的にオンラインも可能であり、オンラインで実施しなくてはならないということでもない。
- ・ 資料 No.53(1)-2 の 33 頁 a) 弾力的な運用の適用範囲について、オンラインを実施手段の一つとして扱うのであれば、「オンラインによっても実施できない場合に限る」の記載部分は必要ないと考える。
→ 当該記載は削除する。
- ・ 資料 No.53(1)-2 の 13 頁で、廃止措置プラントの運転業務を実用炉の運転業務から削除するのであれば、注 b) 「実用炉の運転業務」の説明を「燃料を初めて装荷した日から燃料が廃止措置対象施設に存在しなくなるまでの間」から「廃止措置計画認可まで」に修正する必要があると考える。
→ 修正する。
- ・ 今回の改定には直接は関わらないと思うが、資料 No.53(1)-2 の 13 頁の表 1 の係数の考え方で、特重の運転員は運転業務として扱うのか、それともそれ以外の発電用原子炉の業務として扱うのか。通常の運転員から特重に配置を考えている所もあるので、その際の経験

- 年数の考え方をどの様な整理をしたら良いのか。
- それについては、各社状況が違うので、別途協議を行うことにする。
- ・ JEAC4802 とか JEAC4111 など引用規格は改定され新しくなっているので、必要に応じて見直した方が良いと考える。
- 最新知見については見直しを実施する。
- ・ 特重運転員の扱いについては調べて検討することとする。
資料について、今回の意見を反映したものを各委員に送付して確認して頂き、それをもって運転・保守分科会に中間報告を実施する流れとしたいと考える。
- 特に異論が無かったので、JEAC4804 の改定案について、今回の意見及び追加での意見を反映したものを運転・保守分科会に中間報告するかについて、分科会規約第 13 条(検討会) 第 15 項に基づき決議の結果、特にコメントはなく、5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(4) その他

- ・ 原子力安全推進協会 伊藤説明者より、廃止措置プラントの運転員状況に対する電力事業者へのアンケート結果及び廃止措置プラントの意見交換会実施予定について説明があった。
- ・ 次回運転管理検討会開催については別途調整のうえ、事務局より各委員に連絡する。

以 上